第四次長岡市環境基本計画策定支援業務に関するプロポーザル実施説明書

1 目的及び趣旨

長岡市では、良好な環境を保全・創造し、将来世代に引き継ぐことを目的として、平成8年2月に「長岡市環境基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定した。その後、環境を取り巻く状況の変化や市町村合併による市域の拡大等に伴い平成15年3月と平成19年3月に改定している。

この度、本計画の目標期間が平成29年度末に終了することから、地球温暖化をはじめとする環境問題に関わる社会情勢の変化に対応するとともに、長岡市総合計画などの庁内関連計画との整合性を図りながら、平成29年度中に第四次基本計画を策定する。

本プロポーザルは、市が第四次基本計画を策定するにあたり、的確かつ円滑に作業を進める ために、業務を支援する委託事業者を選定するために行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 第四次基本計画策定に係る基礎調査

各種文献資料等による市域の概況、自然環境、生活環境、環境保全活動、温室効果ガス排 出量等の状況調査及び環境情勢や市域環境の変化の把握など環境に係る現況調査を実施する。

(2) 現行基本計画の進捗状況及び動向等の分析、情報収集

現行基本計画の進捗状況を分析し、行政課題、実現の可能性、社会情勢、市民・事業者意識及び関連する既存行政計画との整合を図ったうえで、課題等を抽出する。

- (3) 市民等意見反映のためのアンケート及びパブリックコメント
 - ア 市民・事業者へのアンケートの実施

市民アンケート: 2,500 人 事業者アンケート: 300 社を想定

- ・調査票の検討・作成
- ・調査票の発送・回収
- ・調査結果の集計・分析・報告書の作成など
- イ パブリックコメントの実施等支援

市民の意見を広く聴取し、計画に反映していくためのパブリックコメント実施及び意見の計画への反映等に対する提案等を行う。

(4) 各種会議の運営補助

長岡市環境審議会、長岡市環境調整会議(庁内会議)に出席するとともに、会議資料の事 前準備、資料の作成・印刷、会議録の作成等、事務局の会議運営を支援する。

なお、長岡市環境審議会、長岡市環境調整会議の開催予定はそれぞれ3回程度とする。

- (5) 環境施策、指標の検討
 - (1) ~ (4) を踏まえ、将来像、目標、環境施策や指標等について検討を行い、環境施 策の柱や取組内容等を体系的に整理する。

なお、計画期間は10年間とする。

(6) 計画の推進体制・進捗管理の検討

計画の推進体制及び進捗管理の方策等を検討する。

(7) 第四次基本計画素案等の作成

前項までの検討結果を踏まえ、計画の骨子案、長岡市環境基本計画(素案等を含む)及び 概要版の取りまとめと作成を行う。

また、基本計画 500 部、概要版 3,000 部の印刷製本を行う。

(8) その他本業務期間中に発生する策定全般に関する実務に対する支援

3 委託費

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。 (示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。)

4 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により行う。

5 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

1の目的及び趣旨等を踏まえた提案書の作成に留意すること

本プロポーザルは「第四次長岡市環境基本計画策定支援業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ本市と協議しながら行うこととする。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること

ア 会社概要

提案書様式1の各項目を記入すること

イ 類似業務の実績

提案書様式2の各項目を記入すること

- ・本業務の実施にあたり、有用となると判断される業務の受託実績を会社及び担当予定者 に分けて、それぞれ挙げること
- ・当該実績がない場合は、「業務の名称」欄に「なし」と記入すること
- ウ 本業務への取組体制 (様式任意)

本業務への対応体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制等などについて、 以下の点に留意し、示すこと

第四次基本計画策定の作業日程は、限られた厳しいものになると考えている。特に、本業務の委託契約締結後、直ちに担当者との打合せ、協議を開始し、業務を行っていただく必要がある。本業務を受託した場合の、貴社の組織、人員及び体制と本市からの急な作業依頼に対する対応の考え方について記入すること

- エ 取組方針、内容等に関する事項(様式任意)
 - ・ 第四次基本計画策定に係る基礎調査の内容

計画策定にあたっての現況調査、課題抽出及び現行計画の内容や進捗状況の調査、分析による課題抽出などにおいて、必要な視点について、他の自治体等の先進事例等を踏まえて提案すること

・第四次基本計画の内容に関する検討手法

基本計画の内容を検討していくにあたって必要な視点について提案するとともに、施策 体系や計画目標、進捗管理方法のイメージについて提案すること

- ・市民意見の反映のためのアンケート及びパブリックコメント等の実施方法 市民意見を反映させるための市民・事業者アンケートやパブリックコメントの効果的な 実施方法等について提案すること
- オ 貴社のアピールポイント (様式任意)
- カ 費用見積り (様式任意)

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費(千円単位)で記載する こと

- (3) 提案書の書式
 - ・前項のア、イについては、提案書様式1及び2をそれぞれ使用し、それ以外のものについては、A4判横書きとし、様式は任意とする。

用紙の使用は、縦横は問わない。

・表紙には、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールア ドレスを記載すること

6 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法

持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、FAX又は電子メールで提出すること

ただし、FAX又は電子メールの場合は、着信を確認の上、速やかに原本を提出すること イ 提出先

長岡市環境部環境政策課

住 所 〒940-0015

長岡市寿3丁目6番1号

電 話 0258-24-0528

FAX 0258-24-6553

E-mail kankyo@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限

平成29年4月11日(火曜日)午後5時15分

(2) 提案書

ア 提出方法

5部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと)

イ 体 裁

片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること

ウ 提出先

長岡市環境部環境政策課 (参加表明書提出先に同じ)

工 提出期限

平成29年4月25日(火曜日)午後5時15分

7 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1)質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」により行うものとし、FAX又は電子メール(速やかに着信を確認すること)のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号並びに電子メールアドレスを併記すること

- ア 質問の受付及び回答課 長岡市環境部環境政策課
- イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から平成29年4月17日(月曜日)午 後3時まで
- (2)回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成29年4月19 日(水曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

8 選考方法

別に定める本業務のプロポーザル提案書評価要領に基づき、本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者で、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、決定する。

- (1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が、要求要件を満たしていること
- (2) 見積金額が、予算額以内であること
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること

9 プレゼンテーション

(1)期日

平成29年4月27日(木曜日)

(2) 会場

長岡市環境衛生センター管理庁舎 管理庁舎2階会議室(長岡市寿3丁目6番1号)

- (3) 留意事項
 - ・プレゼンテーションの参加者は3名までとし、プレゼンターには、選考された場合に本市 を担当し実作業する者を指定すること
 - ・上記担当者は、原則、契約を継続している間、本市を担当すること
 - ・プレゼンテーションは、提案書のみを用いて行うこと
 - ・プレゼンテーションの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定 後、別途通知する。

10 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書の返却はしない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、参加者が長岡市に提出した提案書その他の参加に要する一切の文書(以下「提出文書」という。) につき、長岡市に対して第三者から長岡市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合における次の事項について、同意したものとみなす。
 - ア 長岡市が参加者に対して特段の意思確認をすることなく、提出文書を当該第三者に公 開すること
 - イ 提出文書に特定の個人を識別できる写真その他の長岡市情報公開条例第6条各号に規 定する情報が含まれている場合において、長岡市が参加者に対して特段の意思確認をす ることなく、これらの情報を提出文書から分離(黒塗り)した上で、当該分離後の提出 文書を当該第三者に公開すること
- (5) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。

担 当:長岡市 環境部 環境政策課

住 所: 〒940-0015

新潟県長岡市寿3丁目6番1号

電話: 0258-24-0528 FAX: 0258-24-6553 e-mail: kankyo@city. nagaoka. lg. jp